

障第683号
令和7年9月8日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の点検整備について

のことについて、こども家庭庁から別添のとおり送付されましたので、お知らせします。

各事業所・施設等におかれましては、送迎用車両の安全装置の点検整備を定期的かつ適切に実施いただくようお願いします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		